

特定相談支援・障害児相談支援事業所における精神障害者支援体制加算の創設

- 精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、「精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に加算する。

報酬

- 35単位／月

手続き

- 研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出る。
- 体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する。

精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修とは

次のいずれかの事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修

- 地域生活支援事業実施要綱(別記17)に定める精神障害関係従事者養成研修事業
- 地域生活支援事業実施要綱(別記17)に定める精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業
- 地域生活支援促進事業実施要綱(別記26)に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業
- その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修

精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修の概要

- 平成30年4月に創設された精神障害者支援体制加算に対応する研修として、「愛媛県精神障がい者支援の障がい特性と支援技法を学ぶ研修」を実施する。

対象者

- 所属長の推薦を受けた者のうち、次の要件を満たし、全ての課程を受講できる方。
原則として、県内の障害福祉サービス事業所等において、現に精神障がい者支援の業務に従事している者、若しくは今後従事する予定のある者であって、次の(1)から(3)のいずれかに該当する方。
 - (1) 相談支援専門員
 - (2) 障害福祉サービス事業所等の職員であって(1)以外の者
 - (3) 市町等の障がい福祉担当課の職員

研修の内容

- 研修日 [講義] オンライン開催（※動画配信期間 8月2日(月)～8月16日(月)）
[演習] 8月23日(月) 10時00分～16時30分
- 会場 愛媛県身体障がい者福祉センター(松山市道後町2丁目12-11)
- 定員 30名程度
- 受講料 無料
- 内容 「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業の実施について」(H29.8.1障発0801第5号厚生労働省通知)に即して実施

受講申込手続き等

- 各障害福祉サービス事業者等設置法人に研修の実施及び申込方法等について、メールで通知するほか、愛媛県のホームページに掲載。
- 所定の受講申込書を令和3年7月16日(金)までに愛媛県障がい福祉課まで郵送で提出。県において受講者を決定し通知。